

写



委員会発議第8号

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年12月13日提出

かすみがうら市議会

議長 小座野 定信 様

提出者 議会運営委員会

委員長 矢口 龍人

## 提 案 理 由

かすみがうら市議会会議規則の一部改正に伴い、本規則において対応する箇所の改正を行うものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

# 令和6年かすみがうら市議会規則第 号

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会傍聴規則（平成17年かすみがうら市議会規則第2号）  
の一部を次のように改正する。

第10条第4号中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**かすみがうら市議会傍聴規則 新旧対照表**

改正前	改正後
(傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 帽子、 <u>外とう、えり巻</u> の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 (5)～(8) (略)	(傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 帽子、 <u>コート、マフラー</u> の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 (5)～(8) (略)
	<b>附 則</b> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>